

東浦町地域防災計画（地震・津波災害対策計画）案

新 旧 対 照 表

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	改正案	改正理由
180	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</p> <p>第 1 節 防災の基本理念</p> <p>南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は 70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</p> <p>町、県を始めとする各防災関係機関は、「第 3 章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。</p> <p>また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。</p> <p>第 2 編 災害予防</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</p> <p>第 1 節 防災の基本理念</p> <p>南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は 70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</p> <p>町、県を始めとする各防災関係機関は、「第 3 章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。</p> <p>また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。</p> <p>第 2 編 災害予防</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p>	表記の整理
189	<p>2 自主防災組織等との連携体制の推進</p> <p><u>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、町及び県は、平時から自主防災組織、防災に関する NPO 及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の NPO 等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>2 自主防災組織等の環境整備</p> <p><u>町及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u></p> <p>3 連携体制の確保</p> <p><u>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町及び県は、平時から自主防災組織、防災に関する NPO 及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の NPO 等とも協力体</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	改正案	改正理由
190	<p>3 自主防災組織の活動 (略) (1)～(3) (略) (4) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 町は、自主防災組織と消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係機関との顔の見える密接な関係(ネットワーク)の構築を推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練の実施など必要な支援を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 防災ボランティア団体等との連携 行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。 そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社等のボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>第2章 建築物等の安全化 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>	<p>制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 自主防災組織の活動 (略) (1)～(3) (略) (4) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 町は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 防災ボランティア団体等との連携 行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。 そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (1)～(3) (略)</p> <p>第2章 建築物等の安全化 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画との整合</p>
196	<p>3 各整備事業 (10) 防災倉庫の整備 災害応急対策等に必要な防災資機材、非常用食糧及び生活必需品等を備蓄するための防災倉庫の整備を実施するものとし、町西部地区及び南部地区に新たな防災倉庫の整備を検討する。 なお、防災倉庫の設置場所の選定にあつては、緊急輸送道路に近接し、災害時の救援物資等の集約拠点としての機能も果たせるよう考慮する。</p> <p>第4節 ライフライン関係施設等の整備</p>	<p>3 各整備事業 (10) 防災倉庫の整備 災害応急対策等に必要な防災資機材、非常用食糧及び生活必需品等を備蓄するための防災倉庫の整備を実施する。</p> <p>第4節 ライフライン関係施設等の整備</p>	<p>西部防災倉庫及び南部防災倉庫の完成 (H29.4、H30.4)</p> <p>表記の整理</p>
200	<p>7 農地及び農業用施設</p>	<p>7 農地及び農業用施設</p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	改正案	改正理由
205	<p>農地及び排水機場、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性を一層向上させるよう努める。</p> <p>また、決壊した場合、<u>人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池</u> (防災重点ため池) について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防 第 4 節 土砂災害の防止 3 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (1) (略) (2) 東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>避難体制</u>の充実・強化を図る。 ア～ウ (略) エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>オ～カ (略) (3) (略)</p>	<p>農地及び排水機場、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性を一層向上させるよう努める。</p> <p>また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池</u> (防災重点ため池) について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防 第 4 節 土砂災害の防止 3 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (1) (略) (2) 東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>警戒避難体制</u>の充実・強化を図る。 ア～ウ (略) エ 警戒区域内に、<u>要配慮者利用施設</u> (社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設) であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの<u>当該要配慮者利用施設</u>の名称及び所在地</p> <p>オ～カ (略) (3) (略)</p>	<p>表記の整理</p>
206	<p>4 (略) (追加)</p> <p>第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>5 <u>要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</u> <u>要配慮者利用施設を新たに東浦町地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</u> <u>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u></p> <p>第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>土砂災害防止法の改正 (H29. 6)</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	改正案	改正理由
208	<p>第 2 節 消防施設、設備等</p> <p>町は、知多中部広域事務組合と連携して、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓及び防火水槽、耐震性貯水槽等の消防力や消防水利の整備又は改善を図り、有事の際の即応体制を確立する。また、非常時における飲料水の確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進し、適切な保守管理に努める。<u>なお、常備消防の体制の強化を図るため、本町の西部地区に消防署出張所の設置を検討する。</u></p>	<p>第 2 節 消防施設、設備等</p> <p>町は、知多中部広域事務組合と連携して、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓及び防火水槽、耐震性貯水槽等の消防力や消防水利の整備又は改善を図り、有事の際の即応体制を確立する。また、非常時における飲料水の確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進し、適切な保守管理に努める。</p>	<p>半田消防署東浦西部出張所の完成 (H29. 4)</p>
209	<p>第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>2 通信施設・設備等</p> <p>(1) 通信施設の防災構造化等</p> <p><u>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、町、県、関係機関相互の情報連絡網の整備を図るとともに、無線設備の整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災情報システムの整備</p> <p><u>市町村、県及び関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</u></p> <p><u>また、町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p>	<p>第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(1) 通信施設の防災構造化等</p> <p><u>町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプターテレビ電送システムの整備</p> <p><u>被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。</u></p>	<p>防災基本計画との整合</p> <p>対策の追加</p>
213	<p>第 7 章 避難行動の促進対策</p> <p>基本方針</p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>	<p>第 7 章 避難行動の促進対策</p> <p>基本方針</p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示（緊急）等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>	<p>表記の整理</p>
214	<p>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 マニュアルの作成</p> <p>町は、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし</p>	<p>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 マニュアルの作成</p> <p>町は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	改正案	改正理由
215	<p>たマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)を参考にすること</p> <p>(4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(5) <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u></p> <p>(6) <u>避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示(緊急)等を発令することを基本とした具体的なものとする</u>こと。</p> <p>(追加)</p> <p>2 判断基準の設定に係る助言 判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p> <p>3 事前準備 町は、<u>避難勧告等を行う際(土砂災害については、それらを解除する際も含む)に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u> また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」(内閣府)を参考にすること</p> <p>(4) 区域の設定に当たっては、<u>次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示(緊急)を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</u></p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(5) <u>津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること</u></p> <p>(6) 避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合、<u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示(緊急)のみを発令すること</u></p> <p>(7) <u>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する可能性があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討すること</u></p> <p>2 判断基準の設定等に係る助言 判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p> <p>3 事前準備 町は、<u>避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u> また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>名称の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>ガイドラインの改正</p> <p>ガイドラインの改正</p> <p>ガイドラインの改正</p> <p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成30年2月修正)	改正案	改正理由
216	<p>2 避難のための知識の普及 (2) 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・<u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u> <p>3 その他 (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p>	<p>2 避難のための知識の普及 (2) 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・<u>津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること</u> <p>3 その他 (2) 町は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p>	<p>ガイドラインの改正</p> <p>愛知県避難誘導標識等設置指針の改定</p>
218	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備</p> <p>3 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、即座に利用できるよう整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 情報受発信手段の整備 防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等</p>	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備</p> <p>3 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、即座に利用できるよう整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 情報受発信手段の整備 防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、<u>テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</u></p>	<p>厚生労働省「避難所等における聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について」に基づき修正</p>
219	<p>3 避難行動要支援者対策 町は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、</p>	<p>3 避難行動要支援者対策 町は、<u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画</u></p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成30年2月修正)	改正案	改正理由
254	<p>細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第3節 避難の指示 1 避難の指示等 (1) 津波災害</p> <p>津波警報等を覚知した場合、町長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示(緊急)等を発令するものとする。なお、津波警報等に依じて自動的に避難指示(緊急)等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示(緊急)等の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>避難指示(緊急)の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</p>	<p>に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第3節 避難の指示 1 避難の指示等 (1) 津波災害</p> <p>津波警報等を覚知した場合、町長は直ちに避難指示(緊急)を行うなど、速やかに的確な避難指示(緊急)等を発令するものとする。なお、津波警報等に依じて自動的に避難指示(緊急)等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示(緊急)等の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>避難指示(緊急)の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</p>	表記の整理
272	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第1節 応援協力 (略) 1～2 (略) (追加)</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第1節 応援協力 (略) 1～2 (略) 3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 <u>町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。</u> 4～5 (略)</p>	表記の整理
277	<p>第4節 ボランティアの受入 (略) 1～2 (略) (追加)</p>	<p>第4節 ボランティアの受入 (略) 1～2 (略) 3 ボランティア団体等との連携</p> <p><u>町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう</u></p>	対策の追加

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	改正案	改正理由
278	<p>3 (略)</p> <p>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第 2 節 防疫・保健衛生</p>	<p><u>努める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第 2 節 防疫・保健衛生</p>	
288	1 防疫	1 防疫	
289	<p>(5) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>による生活の用に供される水の供給</p> <p>5 健康管理</p> <p>町は、「東浦町災害時地域保健活動マニュアル」に沿って、必要に応じ、避難所等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、半田保健所と協力して、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。</p> <p>特に、<u>要配慮者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。</u></p> <p>また、心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する他、半田保健所との協力により、臨機に精神科救護所を設置するなど心の健康相談を行う。</p> <p>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第 1 節 避難所の開設・運営</p>	<p>(5) <u>感染症法</u>による生活の用に供される水の供給</p> <p>5 健康管理</p> <p>町は、「東浦町災害時地域保健活動マニュアル」に沿って、必要に応じ、避難所等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、半田保健所と協力して、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。</p> <p>特に、<u>要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</u></p> <p>また、心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する他、半田保健所との協力により、臨機に精神科救護所を設置するなど心の健康相談を行う。</p> <p>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第 1 節 避難所の開設・運営</p>	<p>表記の整理</p> <p>愛知県災害時保健師活動マニュアルとの整合</p>
302	4 避難所の運営	4 避難所の運営	
	<p>(11) ペットの取扱</p> <p>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「<u>避難所ペット登録簿</u>」に登録するとともに、<u>飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を</u>図所運営マニュアル」中の「<u>避難所ペット登録簿</u>」に登録するとともに、<u>飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</u></p>	<p>(11) ペットの取扱</p> <p>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「<u>避難所ペット登録簿</u>」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p>	<p>表記の整理</p>
306	<p>第 11 章 水・食品・生活必需品の供給</p> <p>第 1 節 給水</p> <p>2 応急給水</p>	<p>第 11 章 水・食品・生活必需品の供給</p> <p>第 1 節 給水</p> <p>2 応急給水</p>	
	<p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ</u></p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	改正案	改正理由
320	<p>(5)～(6) (略)</p> <p>第 15 章 住宅対策</p> <p>第 5 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合に<u>県が行う</u>救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>なお、災害救助法の適用基準については第 5 章第 1 節「救出・救助活動」による。</p>	<p><u>水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>第 15 章 住宅対策</p> <p>第 5 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。</u></p> <p><u>ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、当該町が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>また、災害救助法の適用基準については第 5 章第 1 節「救出・救助活動」による。</p>	<p>表記の整理</p>
322	<p>第 16 章 学校における対策</p> <p>○ 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、<u>教育委員会、学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、町長が</u>応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。</p> <p>第 4 編 災害復旧・復興</p> <p>第 3 章 災害廃棄物処理対策</p>	<p>第 16 章 学校における対策</p> <p>○ 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、<u>教育委員会等が、教科書、学用品等の給与については、町長が</u>応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。</p> <p>第 4 編 災害復旧・復興</p> <p>第 3 章 災害廃棄物処理対策</p>	<p>表記の整理</p>
332	<p>基本方針</p> <p>○ 東浦町災害廃棄物処理計画 (<u>平成 25 年 2 月</u>) に定めるところにより、被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図るものとする。</p> <p>第 5 章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第 2 節 被災者への経済的支援等</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 東浦町災害廃棄物処理計画 (<u>平成 30 年 8 月</u>) に定めるところにより、被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図るものとする。</p> <p>第 5 章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第 2 節 被災者への経済的支援等</p>	<p>東浦町災害廃棄物処理計画の改正 (H30.8)</p>
336	<p>(追加)</p> <p>1 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</p> <p>町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p>(追加)</p>	<p>1 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</p> <p>町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p>(2) 町は、<u>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、町は当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する。</u></p>	<p>対策の追加</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表